

## セクシュアル・ハラスメント(2) ～「セクハラ裁判例一覧」異見～

浜田章作

Shosaku Hamada : Sexual Harassment (2)

～An Approach to the List of Judicial Judgements～

### はじめに

民間企業を対象とする改正男女雇用機会均等法(以下、均等法)、国家公務員を対象とする人事院規則10—10、および文部省および国立学校等を対象とする「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」が、揃って1999年4月1日から施行され、地方公務員についても各都道府県・同教育委員会(一部は市町村)が、概ね人事院規則に倣って対策要綱等を制定し、防止のための啓発や研修等に努めている状況が見られる。

かくして、セクシュアル・ハラスメント(以下、原則として省略形を用いる)の事前防止に重点を置く法規制の網は、形の上では、民官を問わずすべての職場を覆うこととなったが、セクハラの実例は今なお跡を絶たない。

裁判事件も続発している。事前防止努力によりセクハラを根絶できない以上、発生したセクハラによる被害の救済を、被害者らが事後的に裁判に求めるのは当然の成り行きである。均等法等の施行の前後を通じて、セクハラに関する裁判の動向に注意を払う必要があると言わなければならない。

### 1 本稿の課題

セクハラの内容は、いまだ確定されたものがなく、平均的な社会人の意識から、均等法等が予防の観点から想定する内容、さらには行為の事後的な違法評価に係る裁判上の概念に至るまで、多義的である。

これを反映して、これまで蓄積されてきた裁判例のうち何を「セクハラに関する裁判例」として摘出するかについて、諸家の間に一致がないどころか、極論すれば、主観的にそれと思しきものをただ羅列しているにすぎない。歴史の浅いセクハラ裁判研究の水準をそこに見る思いがするが、分析・検討対象の選定自体が主観的であっては、「セクハラ裁判例」全体についての総合的・系統的な把握は期しがたい。

本稿は、前稿<sup>1)</sup>に引き続き、セクハラの内容に当たる実務家および労働者・市民の理解に資することも念頭に置いて、「セクハラ裁判例」の総合的・系統的把握のための事前準備作業として、私見による「セクハラ裁判例一覧」の構成を試みるものである。

## 2 「裁判例一覧」の構成

均等法改正を機に、セクハラ防止の趣旨の普及・徹底、相談・苦情対応を主題とする書籍（多くは実用書）が多数刊行されている。その中でセクハラ裁判例を扱う場合、網羅的にでなく、代表的、特徴的事例を選択して説明を加え、読者の参考に供するのが一般的な傾向である。しかし、以下の近著数点を見るとおり、その取り扱い方は必ずしも適切でない。

福島瑞穂弁護士<sup>2)</sup>、同弁護士ら<sup>3)</sup>、金子雅臣氏（東京都労働経済局）<sup>4)</sup>は、判例誌等に登載された判決例に限らず、提訴段階のもの（和解事例を含む）や審理中のものをも新聞報道等から広く収集して、それぞれ58件、84件、88件の事件を挙げているが<sup>5)</sup>、被害者が加害者を訴える事件ばかりではなく、その関係が逆になる事件や、第三者が主役となる事件もあることには関心を向けていないように思われる。

浅倉むつ子・東京都立大教授<sup>6)</sup>は、「代表的裁判例」22件の結果について、A—セクハラ的事件がなかったとされたもの、B—行為者のみが被告となり、その責任が肯定されたもの、C 1—民法44条1項、同715条などによる使用者責任が肯定されたもの、C 2—民法415条により、使用者の債務不履行責任が肯定されたものに区分し、被害者である原告の勝敗と判決の法的構成のみを問題とするから、そのいずれにも該当しない1例（[19]。表中の事件番号。以下同じ）については沈黙している。

奥山明良・成城大教授<sup>7)</sup>になると、「代表的裁判例」を、(1)原告勝訴例（責任肯定例）、(2)原告敗訴例（責任否定例）とに、さらに単純に2分する。

水谷英夫弁護士<sup>8)</sup>は、42件の裁判例を挙げ、A 1…行為者のみならず、民法44、715条などで使用者責任肯定、A 2…同、民法415条で使用者責任肯定、B…行為者のみが被告となり、不法行為責任肯定、×…セクシュアル・ハラスメントの事実が否定、\*…教育現場の事例、と浅倉教授と同工異曲の区分を

している（別論文<sup>9)</sup>でA類型に「A 3…行為者のみならず、民法709条で使用者責任肯定」を加える）。ここでも、各類型に包含されない事案が、解雇、名誉毀損事件等10例もある。初歩的な誤りもある。

東京弁護士会・両性の平等に関する委員会<sup>10)</sup>は、未公表事件についても別資料により補充しつつ、2000年8月までの71件とその要旨を年月日順に並べているが、やはり原告の勝敗により2分している。

山崎文夫・明治大講師<sup>11)</sup>は、セクハラと①不法行為責任、②使用者の契約責任、③被害者の雇用保護と加害者への対応、④その他の諸問題、⑤刑事責任の項目を立てて「わが国の民事法判例法理とセクシュアル・ハラスメント」を詳論し、巻末の判例一覧も詳細であるが、「必ずしも職場のセクハラに限られていないことが気にかかる」<sup>12)</sup>。

「セクハラ裁判」一括の数え方は論外として、主として裁判の結果である原告の勝敗に着目する2分法では、当事者のみをとっても単純ではないセクハラ裁判の全体像は捉えきれない。裁判の結果だけでなく、提訴時における訴えの主体、相手方、請求内容に着目しなければ、その事件の性質を的確に捉えることはできないはずである。

そこで、私見による「裁判例一覧」再構成の試みを別表に示し、以下、各項目について略述する。

(1) 掲載事件数 セクハラは古くて新しい問題であるが、この語がアメリカから流入して急速にブームを起こす機縁となったのが、1989年8月5日の福岡地裁への訴え提起である<sup>13)</sup>。翌年に提訴された2つの事件は、被告不出頭のため判決日が福岡地裁より早くなった（[1] [2]）。これをわが国における初のセクハラ裁判例とし、最初の提訴事件 [3] をセクハラの法理につき本格的な司法判断が示された初の事例とすることに、異論は見られない。

本稿においてもこれに倣い、かつ、2001年3月執筆時までの裁判例を取り上げる。暦年は、不本意ながら、参照の便宜を考えて、裁判所が判決に用いる元号表記を採用している。それ以上の意味はない。

言うまでもなく、裁判の判決文（または決定文。

以下同じ)は、すべてが公表され、紙誌に掲載されるわけではなく、掲載されても大幅に遅れることもしばしばである。裁判にまで至るのは、全体の件数のうち氷山の一角にすぎないと思われるのに、整理の対象を公表された判決のみに限定するのは、顕著な現代法現象としてのセクハラの実態を過少に見ることになりかねない。そこで、判例誌・法律誌等に掲載されたもののほか、その他の資料に現れたものにまで対象を若干広げ(特に、ごく最近のものは判例の公表が間に合わず、ほとんどをその他の資料に頼らざるを得ない)、それぞれ出処を示している。新聞・雑誌記事は速報性に優れているものの、当事者とその勝敗、行為の内容(悪質さ)、慰謝料の額に重点が置かれ、法的観点からの整理に必要な要素を備えていないことがある。

このようにして上記期間中の裁判例を整理すると、地裁75件、高裁13件、最高裁6件、計94件を「セクハラ裁判例」として数えることができる。

(2) 事件名 裁判所が受理した裁判事件に付す事件名は、例えば[3]の場合、「平元(ワ)第1872号、損害賠償請求事件」であり、それがすべてである。セクハラ裁判については、これまで、「東京セクシュアル・ハラスメント事件」など、著書・論文の執筆者が適当な呼称を付けるのが通例となっており、知る限り、疑問を呈する見解は見当たらない。しかし、通称自体に何ら積極的な意義はないどころか、人により様々な呼称が与えられ、この種の裁判が希少・珍奇であった時期はともかく、その数が次第に多くなり、東京地裁のように同一裁判所において同種判決が積み重ねられると、初め「東京セクシュアル・ハラスメント事件」[7]と呼んでいたため、「(小学校)慰謝料請求事件」[14]、「(広告代理店A社)慰謝料請求事件」[20]などと呼ばざるを得なくなり、「東京セクシュアル・ハラスメント事件」の呼称は事件の特定上、意味をなさないばかりでなく、混乱をもたらす有害ですらある。

本稿では、単に判決年月日順に番号を付して配列する。ただし、1審判決に対して控訴、あるいはさ

らに上告が行われた場合には、上訴審に独立の番号を与えず、年月日順を繰り上げ、1審判決に続けて「控」、「上」と表示している。仮処分裁判と本案裁判とがある[29]についても、同様に「仮」、「本」と処理している。

(3) 判決・決定裁判所 静岡地沼津支判[1]は静岡地裁沼津支部判決、福岡地判[3]は福岡地裁判決、徳島地決[19]は徳島地裁決定、名古屋高金沢支判[8控]は名古屋高裁金沢支部判決、最(二)判は最高裁第二小法廷判決の、それぞれ略記である。ただし、最高裁の判断については、公表されたものを除き、担当小法廷も、判決による上告棄却(さしあたり民事訴訟法319条、([8]の2件)、上告が312条1項または2項所定の場合に当たらないとする棄却決定([38])、上告受理の申立てが318条1項の事件に当たらないとする上告不受理決定([38])のいずれであるかも、残念ながら把握することができない。

(4) 原告、被告 原告は、特に男性であることを示している場合を除き、女性である。もともと、後述するとおり、常に被害者が原告であるとは限らないことを見落としてはならない。

原告の表示の頭部に、原告からみた裁判の勝敗を記号で示す。○は勝訴、●は敗訴、◎は控訴審での逆転勝訴、■は同じく逆転敗訴を意味する。勝訴は、原告の請求どおりの判決を得るきわめて希な場合(新聞によれば、慰謝料請求を満額認容した1例がある[63])を除き、厳密には「一部勝訴」であるが、勝訴の場合に「一部」勝訴である旨を特に断る必要は認めがたい。

被告は、原告が、行為者のみならず、使用者、会社・法人(国・県を含む)等をも被告に加えているときは、各被告をそれぞれ区切って、または上下2段に分けて掲げる。

原告・被告の職種、地位、身分等は、訴え提起時を基準に、退職・退任等している者は「元」と表示すべきであるが(被害者が原告となっている事件は、退職した後提訴しているケースが圧倒的に多い)、

表 セクシュアル・ハラスメントに関する裁判例一覧 (平成2年～平成13年3月)

番号	年月日	裁判所	類型	原告	被告	請求	判決(決定)内容	結果	掲載紙誌
1	2.12.20	静岡地沼津支判	A 1	○フロント会計係	ニューフジホテル会計課長	損害賠償	709 慰100 弁10 被告不出頭	確定	判タ745—238、労判580—17 労経速1419
2	3.1.30	東京地判	A 1	○秘書(被告の介護役)	会社会長(金盲)	損害賠償	709 慰300 被告不出頭		2.1.31朝日新聞
3	4.4.16	福岡地判	A 2	○編集部員	出版社キュー企画編集長/会社	損害賠償	709 715 慰150 弁15	確定	判タ783—60、労判607—6、判時1426—49
4	4.5.25	東京地判	B 3	●男性社員	斉藤コード製造	地位確認等	解雇有効(女子従業員への異常な言動等)		労判613—40
5	4.12.16	名古屋地判	A 1	○美容師、その夫	美容院経営者(金銭貸主)	損害賠償	709 慰300 夫に100	控訴	判タ811—172
6	5.12.16	東京地判	B 3	●観光バス男性運転手	ケイエム観光/同僚運転手3名	地位確認等	解雇有効(バスガイドとの情交)	控訴	労判647—48、判タ842—160
	控7.2.28	東京高判		◎観光バス男性運転手	ケイエム観光		解雇無効、賃金賞与支払 慰700	確定	判タ893—152、労判678—69
7	6.4.11	東京地判	A 1 B 1	●経理担当職員	セントラル靴会社専務/会社	賃金等	セクハラ否定 被告(反訴原告)に慰30	確定	労判655—44
8	6.5.26	金沢地輪島支判	A 2	○家政婦的従業員	建設会社社長/会社	損害賠償	709 44 慰80 解雇は有効	控訴	労判1344—59、労判650—8
	控8.10.30	名古屋高金沢支判		○家政婦的従業員	建設会社社長/会社		709 44 慰120 弁18 解雇有効	上告	判タ950—193、労判707—37
	上11.7.16	最(二)判		○家政婦的従業員	建設会社社長/会社		棄却(損害賠償)	確定	労判767—14
	上11.7.16	最(二)判		●家政婦的従業員	建設会社社長/会社		棄却(解雇有効)	確定	労判767—16
9	6.9.30	前橋地判	A 1	○幼稚園教諭	市立幼稚園長	慰謝料	709 慰10	和解	労働省資料95頁
10	7.3.24	横浜地判	A 2	●事務職員	建設会社営業所長 出向先会社/出向元親会社	損害賠償	セクハラ否定(原告抵抗せず)	控訴	判時1539—111、労判670—20
	控9.11.20	東京高判		◎事務職員	建設会社営業所長 出向先会社/出向元親会社		709 715 慰250 弁25 強姦被害者の対処行動に関する研究を採用	確定	労判728—12、判時1673—89 判タ1011—195
11	7.5.16	東京地判	A 2	○脳性小児麻痺患者	病院検査技師/社会福祉法人	損害賠償	709 715 慰300 1日に 8人全員尋問	和解	判時1552—79
12	7.8.29	大阪地判	A 1	○高卒新入事務員	運送会社社長	損害賠償	709 慰50	控訴	判タ893—203
13	7.9.6	奈良地判	A 1	○団体職員	県建設業振興会理事長	損害賠償	709 慰100 弁10	確定	判タ903—163、労判691—101
14	8.4.15	東京地八王子支判	A 1	○小学校教諭	八王子市立小学校長	慰謝料	710 慰50	和解	判時1577—100、労判707—95ダ
15	8.4.26	大阪地判	A 2	○事務職員	葬祭会社会長/会社	慰謝料	709 715 慰80 弁8	和解	判時1589—92
16	8.5.16	札幌地判	A 2	○事務職員	中古車販売会社社長/会社	損害賠償	709 44 慰70	確定	判タ933—172、労判707—93ダ
17	8.8.20	東京地判	D	●元京大男性教授	国(文部大臣)	辞職承認処分取消	辞職願いは本意に基づく(行政訴訟)	確定	労判707—92ダ
18	8.10.14	大津地判	A 2	●事務局職員	連合滋賀事務局長、副事務局長 日本労働組合総連合会滋賀連合会	損害賠償 謝罪広告	セクハラは否定 709 副事務局長暴力 慰30 機関紙による名誉毀損 慰20	控訴	判時1623—118、判タ944—194
19	仮8.10.15	徳島地決	A 3 C	○配車担当社員3名	中央タクシー等3社(業務一体)	地位保全	被害者、抗議者の解雇無効	本訴	労判707—91
20	8.12.25	東京地判	A 2	○社員(主任)	広告代理店会長/会社	慰謝料	709 715 慰150 弁13	控訴	労判707—20
21	9.1.28	秋田地判	A 1 B 1	●非常勤講師補助研究員	秋田県立農業短大教授	損害賠償	反訴認容(虚偽事実による名誉毀損) 709 慰50	控訴	判時1629—121、労判716—106ダ
	控10.12.10	仙台高秋田支判		◎非常勤講師補助研究員	秋田県立農業短大教授		反訴棄却 709 慰150 弁30	確定	労判756—33
22	9.1.31	東京地判	A 1	○人材派遣会社社員	派遣先会社社員	損害賠償	709 慰158 (過失相殺1/4) 逸失利益9.45		労判716—105ダ
23	9.2.5	福岡地判	B 3	●観光バス会社社員	西日本鉄道	解雇無効	懲戒解雇有効(未成年バスガイドにわいせつ)	控訴	労判713—57
24	9.2.28	東京地判	A 2	○社員(主任)	ちらし広告会社/社長	損害賠償	709 慰50 /44 慰50(解雇権濫用)	確定	判タ947—228、労判718—89
25	9.3.18	旭川地判	A 2 B 1	○一般事務・営業職員	土建不動産会社社長・市議/会社	慰謝料	709 44 慰200	控訴	労判717—42
26	9.3.26	大阪地判	A 2	●奈良営業所嘱託社員	学研ジーアイシー(進学教室)	解雇無効確認等	セクハラ否定、解雇有効	控訴	労判716—72
27	9.3.27	京都地判	B 2	●京大男性教授	京大女性教官有志懇談会代表	慰謝料	名誉毀損否定	確定	判時1634—110、判タ992—190
28	9.4.17	京都地判	A 2	○社員	呉服販売会社専務、社長/会社	慰謝料	709 715 415 慰100 弁15 逸失利益	確定	判タ951—214、労判716—49
29	仮9.6.6	徳島地決	C	○支援労組男性役員2名	中央タクシー	地位保全等	認容 解雇無効(ピラ内容は事実)	本訴	労判727—77
	本10.10.16	徳島地判		○支援労組男性役員2名	中央タクシー	解雇無効確認等	解雇無効、賃金支払	確定	労判755—38
30	9.6.25	熊本地判	A 1	○実業団バド部団体選手	バドミントン協会役員・県議	損害賠償	709 慰300(被害者心理の専門家証言採用)	和解	判時1638—135
31	9.7.9	京都地判	B 2	●元京大男性教授	被害者の代理人弁護士	慰謝料	棄却(文相への質問書等は事実)	確定	労働省資料 106頁
32	9.7.29	神戸地判	A 2	○洗濯場日々雇用職員	国立療養所病院洗濯長/国	損害賠償	709 慰80 弁20 715 慰20(いじめ) 国に使用者責任	控訴	判タ967—179、労判726—100、判時1637—85
	控10.6.11	大阪高判		○洗濯場日々雇用職員	国立療養所病院洗濯長/国		709 慰120 44, 715		東弁142頁
33	9.8.7	奈良地葛城支判	A 1 B 1	○市役所職員	橿原市役所課長、係長	損害賠償	709 慰 課長150 係長100	確定	労働省資料 108頁
34	9.9.25	大阪地判	A 1	○同僚教諭	大阪市立天王寺中学同僚教諭	損害賠償	709 慰50	控訴	労判735—87ダ
	控10.12.22	大阪高判		○同僚教諭	大阪市立天王寺中学同僚教諭		709 慰30(減額)	上告	労判767—19
	上11.6.11	最(二)決		○同僚教諭	大阪市立天王寺中学同僚教諭		上告棄却・不受理	確定	労判767—18
35	9.10.27	大阪地判	A 1	○内勤営業職員	英会話スクール経営者	損害賠償	709 慰30 弁3		奥山87頁
36	9.11.5	津地判	A 2	○看護婦、准看護婦	病院准看護士・副主任 県厚生農協連合会(病院経営)	慰謝料	709 慰50 弁5 連合会に 415(715は否定)	確定	労判729—54、判時1648—125
37	9.12.24	東京地判	A 1	○国会議員私設秘書	参議院議員(公明党)	損害賠償	709 慰160 弁20	控訴	判タ972—224、判時1640—138
	控10.8.25	東京高判		○国会議員私設秘書	参議院議員(公明党)			上告	女性情報 11年1月号
	上11.2.9	最判		○国会議員私設秘書	参議院議員(公明党)				女性情報 12年2月号
38	10.3.3	福岡地判	A 2	●団体職員	上司/団体/甘木市(上司派遣)	慰謝料	セクハラ否定	控訴	女性情報
	控12.1.28	福岡高判		◎団体職員	上司/団体/甘木市		逆転勝訴 709 715(団体) 慰165		女性情報
39	10.3.11	和歌山地判	A 2	○経理事務員	青果卸売会社/専務ら4名	損害賠償	715 慰100 弁10 709、719	控訴	判時1658—143
40	10.3.20	京都地判	A 1	●清掃・昼食準備職員	寺院代表役員・事務長	損害賠償	セクハラ否定	確定	判時1658—155

番号	年月日	裁判所	類型	原告	被告	請求	判決(決定)内容	結果	掲載紙誌
41	10.3.20	横浜地川崎支判	B 2	●短大教授ら(男2 女1)	県立外語短大女性専任講師	損害賠償	セクハラ否定(教授会発言名誉毀損せず)	控訴	労判770—135
	控11.6.8	東京高判		◎短大教授(男1のみ)	県立外語短大女性専任講師		709、710 逆転・名誉毀損 慰60	上告	労判770—129
	上12.6.18	最判		○短大教授(男1のみ)	県立外語短大女性専任講師				女性情報 13年2月号
42	10.3.26	千葉地判	A 2	○事務員	不動産会社社長/会社	損害賠償	709 44 慰300 弁30	控訴	判時1658—160
43	10.3.27	那覇地判	A 1	○大学院生(留学生)	琉球大学助教授	損害賠償	709 慰170		女性情報 11年1月号
44	10.7.29	大阪地判	A 2	●調香師	山本香料(会社)	解雇無効確認等	セクハラ否定	控訴	労判749—26
45	10.9.4	静岡地判	A 1	○市職員	藤枝市収入役	損害賠償	709 慰50	控訴	女性情報 11年1月号
46	10.9.29	徳島地判	A 1 B 1	○大学院生	鳴門教育大教授	損害賠償	709 慰200 弁20	控訴	東弁142頁、女性情報 11年1月号
	控11.6.22	高松高判		○大学院生	鳴門教育大教授			上告	東弁142頁、女性情報
	上11.11.29	最判		○大学院生	鳴門教育大教授				東弁142頁、女性情報 12年2月号
47	10.10.15	津地判	A 1	○大学生	三重大助教授	損害賠償	709 慰33(セクハラ否定)	控訴	女性情報 11年1月号
	控12.1.26	名古屋高判		○大学生	三重大助教授		709 慰90(増額)		女性情報 13年2月号
48	10.10.26	東京地判	A 2	●事業課職員	東京都石油業協同組合専務理事、総務部長	損害賠償	セクハラ否定	控訴	労判756—82
49	10.10.30	大阪地判	A 2 B 1	○英訳・貿易担当中国人	歯科材料販売会社	慰謝料、賃金	44(社長のセクハラ) 慰10、賃金支払	和解	労判754—29
50	10.12.7	東京地判	B 3	●男性派遣社員	コンピュータ管理保守会社	地位確認等	解雇有効(派遣先でセクハラ)	控訴	労判751—18
51	10.12.21	大阪地判	A 2	○軽荷物書類集配員	佐川急便/ドライバー(上司)	慰謝料等	709、715 慰100 弁10	控訴	判タ1002—185、労判756—26
52	11.1.18	千葉地判	A 1	○CADオペレーター	設計会社同僚社員	損害賠償	709 慰80	確定	労判768—87ダ
53	11.1.25	佐賀地判	A 2	●社員	同僚男性2名・上司/会社	損害賠償	セクハラの実実は認定、退職後3年経過、時効		労判764—14
54	11.2.26	静岡地沼津支判	A 2	○臨時雇用パート	扶桑鉄道工業副支社長、事務次長	損害賠償	715 慰200 709 慰80×2人	和解	労判760—38
55	11.3.3	大阪地判	A 1	○派遣社員	法律事務所長・弁護士	損害賠償	709 報復解雇無効 慰 約590	確定	労判764—11、女性情報 12年2月号
56	11.3.12	東京地判	A 3	○総務経理事務員	商會会社	損害賠償	解雇無効 709 慰50/715 慰20、解雇慰30、逸失利益 261	確定	労判760—23
57	11.5.24	仙台地判	A 1	○助手(大学院在学時)	東北大助教授	損害賠償	709 慰750	控訴	判タ1013—182
	控12.7.7	仙台高判		○助手(大学院在学時)	東北大助教授		709 慰900(増額)		女性情報 13年2月号
58	11.6.3	仙台地判	A 1	○大学職員(副手)	上司・東北生活文化大教授	損害賠償	709 慰600 弁100	控訴	東弁144頁、女性情報 12年2月号
	控13.3.29	仙台高判		○大学職員(副手)	上司・東北生活文化大教授		709 慰230(必死の抵抗なしと減額)		13.4.9 労働新聞
59	11.7.29	仙台地判	A 1	○学生	ピアノ講師・宮城学院女子大教員	損害賠償	709 慰800 弁100	和解	女性情報 12年2月号
60	11.9.10	千葉地判	A 1	●市職員	鎌ヶ谷市長/鎌ヶ谷市	損害賠償	初の国賠請求 上司のセクハラ否定		女性情報 12年2月号
61	11.10.6	大阪地堺支判	A 1	○筋ジストロフィー患者	往診の開業医	損害賠償	709 慰600	控訴	女性情報 12年2月号
62	11.10.27	東京地判	A 2	○従業員(邦人2名)	外資系銀行/東京支店長	損害賠償	709 慰300 弁30/715 慰70 弁7	確定	判タ1032—172
63	11.12.1	奈良地判	A 1	○県立高校演劇部員(4名)	演劇部顧問教諭/奈良県	損害賠償	715 慰1100(満額、初)元教諭とは和解(慰1000)	確定	11.12.2 毎日新聞
64	11.12.13	大阪地判	A 1	○アルバイト大学生	大阪府知事	慰謝料、謝罪文	709 慰1100(わいせつは 200)	確定	判タ1050—165
65	12.3.10	東京地判	A 1	○従業員	マンション管理会社社長	損害賠償	709 PTSDの賠償約300、解雇違法		12.3.11 読売新聞
66	12.3.10	佐賀地判	A 1	●団体職員	上司/佐賀県経済農協連	損害賠償	セクハラ否定		女性情報 13年2月号
67	12.4.28	大阪地判	B 3	●観光バス運転手(男性)	バス会社	地位確認等	解雇有効(旅行会社社員へのセクハラ)		12.12.11 労働新聞
68	12.5.25	大阪地判	B 1 A 1	●病院事務部長(男性)	看護婦長ら	損害賠償	709 被害者の反訴認容 慰143(提訴自体が悪質)		女性情報 13年2月号
69	12.6.23	千葉地土浦支判	B 2	●筑波大教授(男性)	同僚教授	損害賠償・謝罪文	名誉毀損否定		女性情報 13年2月号
70	12.8.10	千葉地松戸支判	A 1 B 1	○松戸市議	同僚市議	慰謝料	709 慰40 名誉毀損反訴棄却	確定	判時1734—82
71	12.8.29	東京地判	B 3	●男性室長	ファイザー製薬会社	地位確認、慰謝料	部下7人へのセクハラ、解雇有効		女性情報 13年2月号
72	12.9.26	東京地判	B 3	○第一興商関連会社役員(男性)	第一興商社員/管理職ユニオン	損害賠償、謝罪文	709 賠償200 謝罪文交付		女性情報 13年2月号
73	12.9.29	東京地判	A 1	○女性僧侶	浄土真宗本願寺派僧侶(2名)	損害賠償	709 慰10(1人は棄却)		女性情報 13年2月号
74	13.3.22	京都地判	A 2	○行員	日本銀行/京都支店長	損害賠償、謝罪文	709、715 慰680(逸失利益約470) 謝罪文は棄却		13.3.23 毎日新聞

[17]を除きすべて省略することとした。

訴訟当事者のいずれか、もしくは双方が控訴するとき、例えば原告勝訴の1審判決に対してであれば、被告が控訴審では控訴人、原告が被控訴人と、いわば原告・被告の関係が攻守所を変えて、逆になる。しかし表では、原告・被告の位置を変えず1審のままとしている。上告審も同様である。

(5) **類型** 事件の類型とは、均等法21条のいわゆる対価型と環境型の別を意味しない。

セクハラ裁判が、被害者=原告、加害者=被告（直接行為者以外の者が加えられることはあるとしても）の対抗図式のみに限られるものでない実態を踏まえて、試みに次の類型を設定して整理している。セクハラ裁判は、このように典型的に捉えることにより初めて、個々の事件の特性と全体像とを関連づけて理解することが可能となるとの考えに基づく。

すなわち、裁判へのイニシアティブを取った者がだれであるかにより、被害者主導の場合をA類型、加害者主導の場合をB類型、第三者主導の場合をC類型とし、それをさらに細分して下位類型を設定する。具体的には、以下のとおりである。ただし、ここに被害者、加害者と言うのは全く便宜上のことであって、被害者のセクハラを受けたとする主張が裁判で認定されなければ、厳密には「被害者」ではないし、「加害者」についても同様である。

**類型A1** 被害者が原告となり、加害者を被告として訴える、基本型とも言うべき典型的なケースを想定する。これまでのところ、この類型に属する事件の原告は、すべて女性である。

**類型A2** 被告には、原告が加害者のほか上司・使用者、会社・法人を加えることもある。場合により、直接の加害行為者は被告としないこともある。

裁判所が認定した結果が被告の不法行為責任であるか債務不履行責任であるかは、金子、浅倉、水谷らは重視しているが、理論上はともかく、事件の類型的把握の上からは、さして問題ではない。したがって、類型の問題とはせず、判決内容で扱えば十

分である。

**類型A3** セクハラ被害者が、勤務先におけるセクハラ紛争処理の過程で解雇され、もしくは退職を余儀なくされ、その無効を主張するケース。解雇無効確認、あるいは従業員としての地位の保全ないし確認を求める。解雇または退職による収入の喪失（逸失利益、「得べかりし利益」）、賃金・賞与等の支払い請求を伴う。事実上の解雇もしくは余儀ない退職による損害の賠償を求めるものは、A1の類型に属する。

**類型B1** 加害者とされた者が、原告に対し攻撃的ないし反撃的に提起した別訴の口頭弁論が併合され（民事訴訟法152条1項）、または被告が反訴（訴訟の係属中に原告の本訴の目的である請求またはこれに対する防御の方法と関連する請求をするため、同一訴訟手続内で提起する訴え。同146条1項）を提起したケース。この種の事案はすべて、名誉毀損を理由として損害賠償を請求するものである。基本類型A1と正対する、言わばアンチ基本型である。

これがA1と同一訴訟で審理されるときは、A1B1の複合類型となる。

**類型B2** 加害者とされた者が、原告の支援者等に対し名誉毀損を理由として損害賠償等を請求するもの。

**類型B3** 加害者とされた者が、セクハラを理由に解雇等の不利益処分を受け（これまではもっぱら解雇もしくは懲戒解雇）、使用者に対し解雇の無効を主張する場合。ここでは、被害者は直接の当事者とはならない。

**類型C** セクハラを理由として、当事者でない第三者同士が争う場合。その一方は、被害者を支持し被害者側に立つ支援者、労働組合役員等である。

**類型D** その他、AないしCのいずれにも該当しない、例外的かつ特異なケースである。これについては、ケースごとにその特質に応じて理解するほかはない。

原告の勝敗は、上述した事件の類型と関連させて初めて意味を持つのであって、類型A1の事件にお

ける、被害者たる原告の敗訴と、セクハラを理由とする解雇の効力を争う加害者が原告となって類型B3の事件で敗訴する場合の双方を、等しく「原告敗訴」として括ることが有害無益であることは、ことさら言うまでもない。

刑事事件は類型から除外する。したがって、行政訴訟1件([17])のほかは、すべて民事訴訟であり、刑事事件の裁判を含んでいない。

大阪地裁が1999年8月10日、元大阪府知事の女子大生に対するセクハラ行為を強制わいせつ罪(刑法176条)と認定し、懲役1年6月、執行猶予3年の判決を言い渡したことは、前稿で指摘した、セクハラは本来、犯罪として刑罰による制裁が加えられる性質のものであることを裏書きしたばかりでなく、セクハラ行為の犯罪行為性を広くかつ強烈にアピールする効果を生んだ。他にも、セクハラ加害者が有罪判決を受けて服役、失職した事件が報告されているが<sup>14)</sup>、刑事裁判が直接に被害者の救済となるものでないこと、刑事裁判までも「セクハラ裁判例」に取り込むと、その範囲が広がりすぎの確なフォローが困難となるためである。しかし、刑事責任を問われて職場を解雇され、その当否が争われる限りにおいて、上記類型B3の問題となりうる場合があることは当然である。

(6) 請求 原告の訴えにおける請求が何であるかを示す。ただし、請求金額までは示さない。A類型の事件にあつては、裁判所は、損害賠償請求事件とするものと、慰謝料請求事件とするものがある。逸失利益等、精神的損害たる慰謝料(民法710条)以外の経済的損害の賠償を請求する場合は前者の表示となるが、請求内容が慰謝料のみである場合でも、必ずしも後者の表示とはなっていない。損害賠償(慰謝料)以外の請求(例えば解雇無効確認、謝罪文の交付など)については、その旨掲げる。

(7) 判断 事件の大半を占めるA1類型に対する判決でセクハラを違法と認定する法律上の根拠として裁判所は、民法415条の債務不履行と構成する2例([28]、[36])を除き、民法709条を一般規定とす

る不法行為と構成している。

不法行為は、「故意又は過失」、「権利侵害」(709条)という抽象的な概念を用いて規定しているところに特色があり、時代の要請に応じて弾力的に解釈、運用され、現実に即応できる長所をもっている。セクシュアル・ハラスメントの法概念が何であれ、当該行為が不法行為の要件に該当すると判断すれば、裁判所は行為者に損害賠償を命ずることができ、かつ、それで十分なのである。

不法行為構成による場合、判決に、民法709条のほか、使用者に715条、共同不法行為者に719条、会社ないし法人そのものに同44条1項(会社が株式会社であれば商法261条3項、合名会社であれば同78条2項、合資会社であれば同147条、有限会社であれば有限会社法32条を準用する)のいずれを適用したのかが明記されているとは限らない。そこで、明示されていない場合には判決文等を手掛かりに推論して、根拠とされた法条を、条文の数字のみ掲げることとした。ただし適用法条が44条1項である場合、簡単に44としていた。

債務不履行構成による場合、加害者と被害者が契約関係にあることを前提として、この契約関係上の義務に違反したことによる損害について、加害者である債務者に賠償責任を課する。自衛隊員の事故につき最高裁が、国が公務員に対し安全配慮義務を負い、国に安全配慮義務違反に基づく賠償責任を認めた(最判昭50.2.25最高裁判所民事判例集29巻2号143頁)のをはじめ、雇用契約関係にある場合にも雇用契約上の付随義務として安全配慮義務を位置づけ賠償責任を認めた判例(最判昭59.4.10同38巻6号557頁)もあり、安全配慮義務違反が債務不履行責任を発生させる原因と捉えられている。

賠償すべき損害のうち、経済的損害については、例えば生命損害のように高度に定型化され、その金額を合理的に計算する方式がほぼ確立されているのに対し、慰謝料の金額算定は、基準を定める法律上の明文は存在せず、すべてが裁判官の広範な裁量に委ねられ、内訳についても説明する必要はないとき

れている。その裁量の結果は、「慰」として示した最低10万円から最高1100万円までの慰謝料認容額（単位：万円）の様々なレベルに端的に表れている。

「弁」は、裁判所が損害として明示的に認めた弁護士費用である。これは常に認められるわけではなく、相手方の不当な行為に対抗してやむなく訴訟を提起した場合に、最高裁は、一般人は弁護士に依頼するのでなければ十分な訴訟活動をなしえないのだから、事案の難易など諸般の事情を斟酌して相当と認められる範囲の弁護士費用については、相手方の不法行為と相当因果関係に立つ損害であるとして、その損害賠償請求を認める（最判昭44.2.27民集23巻2号441頁）。もっともこれは、依頼者が現実に弁護士に支払う費用を意味するのではない。民事裁判を弁護士に委任するのに、着手金だけでも30万円を要することを考えれば、認容される弁護士費用は現実離れした低額であるが、問題視されていない。

(8) 結果 判決に対し当事者が上訴（控訴、上告）したか否か、控訴後、裁判中もしくは裁判外で和解したか否かについては、把握できない場合が多いが、判明する範囲で示している。公刊される判決文では、これらがすべて分かる仕組みにはなっていないから、別資料に拠っている。

(9) 判決文掲載紙誌には、判時＝判例時報、判タ＝判例タイムズ、労判＝労働判例（労判ダ＝労働判例ダイジェスト）、労旬＝労働法律旬報、労経速＝労働経済速報のほか、一部、労働省資料（労働省女性局編・財団法人21世紀職業財団発行『職場におけるセクシュアルハラスメント防止マニュアル』1998年6月）、『女性情報』、「奥山」<sup>7)</sup>、「東弁」<sup>10)</sup>、新聞記事などによるものを含む。

紙幅の制約から、事案の内容につき具体的に触れることなく、メモ程度の書き込みをするにとどめるほかなかったのは、本稿の致命的な弱点である。必要があれば、これらの出典に直接当たって事案の内容を把握されるよう希望する。

## おわりに

「裁判例一覧」に対する異見を提出する機縁となったのは、上引の水谷報告に接して、セクハラ事件の類型的把握の必要性を認識させられたことである。

本稿では「一覧」の再構成試案までで終わることとするが、その目的とするところは、セクハラに関する裁判例全体を事件の実態に則して整理し、その到達点と課題を明確に提示することであり、機会があれば続稿で果たしたいと考えている。

## 〈注〉

- 1) 浜田章作「セクシュアル・ハラスメント～裁判・立法・行政の現状と課題～」鳥取女子短期大学研究紀要38号、1998年12月、17頁以下。
- 2) 福島瑞穂『裁判の女性学 女性の裁かれかた』有斐閣、1997年7月、301頁以下。
- 3) 福島瑞穂・金子雅臣・中下裕子・池田理知子・鈴木まり子『セクシュアル・ハラスメント』[新版]有斐閣、1998年9月、221頁以下。初版は1991年)。
- 4) 金子雅臣『事例・判例でみるセクハラ対策』築地書館、1999年2月、191頁以下。
- 5) 前注2)、3)の巻末資料2「セクシュル・ハラスメント裁判一覧」、巻末資料3（裁判以外のセクシュル・ハラスメント事件）は、いずれも金子氏作成による1988年2月から1998年現在までのもの。
- 6) 浅倉むつ子『均等法の世界 二重基準から共通基準へ』有斐閣、1999年6月、102頁「代表的裁判例一覧」
- 7) 奥山明良「代表的裁判例」『職場のセクシュアル・ハラスメント』有斐閣、1999年5月、58頁以下。
- 8) 1999年5月9日の日本労働法学会ミニ・シンポジウムでの報告「日本におけるセクシュアル・ハラスメント裁判例の検討」日本労働法学会誌第94



- 号、同年10月、72頁以下。
- 9) 水谷英夫「企業のセクシュアル・ハラスメント防止義務」労働法律旬報1481号、2000年6月10日号、24頁以下。別表に裁判例(35頁)。
- 10) 山崎文夫『セクシュアル・ハラスメントの法理』総合労働研究所、2000年6月、310頁以下。
- 11) 東京弁護士会両性の平等に関する委員会編『ドメスティック・バイオレンス セクシュアル・ハラスメント』商事法務研究会、2001年、136頁以下。
- 12) 神尾真知子(尚美学園大教授)の書評、労働法律旬報1494号、2000年12月号、18頁以下。
- 13) 職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会編『福岡セクシュアル・ハラスメント裁判』インパクト出版会、1992年7月、24頁ほか。
- 14) 1995年、女子学生2人に睡眠導入剤を飲ませわいせつ行為をした広島修道大教授(医学博士)が準強制わいせつ罪で逮捕、起訴され、懲役2年の実刑が確定して服役した例がある。新谷一幸(広島修道大助教授)『セクシュアル・ハラスメントと人権 キャンパス・セク・ハラの見方・考え方』、部落問題研究所、2000年9月、14頁以下。